

「いえたん磐田」の制度について



磐田市では、子どもが自分で課題を見つけ、解決の方法を考えて実践する「子どもの主体的な学び」を応援しています。この学びを保護者等と一緒に、校外で平日に行うことができる制度が「いえたん磐田」です。

家族のつながりを深めながら、充実した学びの時間を過ごしてみませんか。

令和7年4月
磐田市教育委員会

「いえたん磐田」とは

「いえたん磐田」とは、この制度の目的である「家族で探究学習を行う日」から家族の「家」と探究学習の「探」を取って組み合わせた造語です。課題を見付け、場所や方法を考えて計画し、平日に校外（家庭や地域）で体験したり探究したりして保護者等※とともに学ぶことができる日です。

校外での自主的な学びと捉え、学校に登校しなくても「欠席」とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。

保護者等の休暇に合わせて、申請を行い、年3日まで取得をすることが可能です。令和7年度は、5月7日（水）から申請開始となります。

※保護者等…原則は保護者ですが、保護者が同意した大人(祖父母、成人した兄弟等)も含まれます。

申請の流れ

1 計画を立てる

家庭でどんな学びや活動ができそうか話し合い、計画を立てる。
(計画書に記入する)

★ 学ぶ日 ★ 学ぶ場所 ★ 学ぶこと

2 届け出る

『R7「いえたんカード」』の留意事項をよく読み、制度について再確認後、取得日の2週間前までに「いえたんカード」の申請欄及び計画書に記入し、担任へ届け出る。

3 探究学習

保護者等と一緒に体験や活動を行う。

※事前申請していても、当日必ず学校へ欠席連絡を入れる。

4 振り返り

家庭で学びの振り返りをする。

(「いえたんカード」報告書に記入し、2週間以内に学校へ提出する)

※申請は「いえたんカード」にて行います。「いえたんカード」は、各校のコードからダウンロードできるようになっています。また、各学校にも用意しておりますので、必要があれば各担任にお知らせください。

留意点

- ・原則、「いえたん磐田」を取得する2週間前までに、「いえたんカード」の申請欄及び計画書に必要事項を記入し学校へ提出します。学校から申請書に「承認印」のある「いえたんカード」が返却されましたら取得可能です。
- ・学校行事や定期テスト等で「いえたん磐田」を取得できない日については、事前に各学校からお知らせいたします。
- ・「いえたん磐田」を取得した日の授業内容は各自、自主学習で補います。
- ・令和7年度「いえたん磐田」は、この制度をさらに広く検証するために5学府（なかいずみ、みなみが野、竜洋、井通・青城、とよおか）で実施する予定でいます。次年度に向けては検証をもとに協議していきます。

活動のポイント

家庭で計画を立てて、一緒に学ぶ時間をもつことを大切に考えています。学びがあれば旅行等、遠くに行くことも可能ですが、遠くへ行かなくても身近な場所で学ぶこともできます。

学びの例

体験

～育てる・触れる・チャレンジする～

家族と農業体験をしたり、自然に触れたり、アスレチックにチャレンジしたりするなど、普段はなかなか経験できないことに挑戦してみましょ。新たな発見があったり、今後のきっかけをつかめたりするかもしれません。

探訪

～見学したり調べたりして新たな発見～

家族と様々な史跡を見に行き、歴史を調べたりガイドさんから話を聞いたりして知識を深めることができます。実際に工場見学をして、製造の様子を知り、自分の興味関心をさらに広げられます。

交流

～様々な人と交流し、視野を広める～

異なる言葉や文化をもつ人たちの交流をとおして相互理解を深めましょ。普段はなかなかゆっくり話をするのができない人との交流も、視野を広める良い機会になりそうです。

鑑賞

～本物を観て聴いて感じる～

音楽や演劇、絵画等、本物の芸術作品に触れてましょ。本物に出会うことで、作品に対する見方を増やすことができると共に、自分の感性も磨くことができます。鑑賞後に、家族と作品について話し合う時間をもつのもよいですね。

製作

～自分だけのオリジナル作品づくり～

自分の興味がある講座やイベントに参加して、じっくりと時間をかけて製作してみましょ。出来上がったら、自分のこだわりが詰まったオリジナル作品を家族と一緒に鑑賞するのもよいですね。

家族時間

～一緒に充実した時間を過ごす～

この機会に家族とゆっくり日常のことや将来のことを話すのもよいですね。家庭で一緒に料理やものづくりをしたり、家庭菜園をしたりすることで家族のつながりがもてる充実した時間となりそうです。

令和6年度取得の例

- 令和6年度 とよおか学府で先行実施（令和6年9月より申請開始）
申請・取得件数 20件（令和7年1月末現在）

☆自然から学ぶ

沖縄県の動植物や自然を学びました。自然環境を守ろうと様々な対策を立てていることに感銘を受けました。

☆神社・寺院から学ぶ

寺院を巡り、予め自分で作ったミッションをクリアしていきました。歴史について深く学ぶことができました。

☆城について学ぶ

城を見学し、城の様子を知ることができました。鉄砲を撃つ場所を見て、打ちにくそうだと思います。

☆旅から学ぶ

- ・電車の切符の買い方や乗り換えの方法や種類について学びました。御当地グルメを食べ、その土地の有名なものも知ることができました。
- ・石に興味があるため、ストーンミュージアムに行き、いろいろな石の特徴を学びました。
- ・交流センターへ行き、旧石器時代から弥生時代にかけての磐田の歴史を学びました。
- ・外国へ行き、現地の人と話をし、その国の文化を学びました。

☆貴重な体験活動

爬虫類と触れ合ったりワニへ肉をあげたりするなど、普段できない体験を数多く行うことができました。

☆体験教室への参加

スタジアムで開催された自転車教室に参加し、これまで乗れなかった自転車にほぼ乗れるようになりました。

☆本物を聴く・観る

劇場で生の演奏を聴いたり、演劇を観たりして肌で感じることができました。

☆家族との時間

- ・家族とゆっくり過ごす時間をもつことができました。家族と話し合うことで、今までとは異なる視点で話したり、視野を広げたりすることができました。進路やそれ以外についても話し合うことができました。
- ・久しぶりに家族そろって朝食を食べました。また、最近の自分のことや家族のことについて話をすることができました。
- ・普段、単身赴任をしている父親と出掛け、一緒に過ごすことができました。

☆仕事について知る

- ・テーマパーク内で働く人の仕事について知ることができました。また、テーマパークがたくさんの人から愛される理由を学ぶことができました。
- ・水族館で働く人の仕事を見て、知ることができました。

「いえたん磐田」に係る Q&A

Q1 磐田市は、どうして「いえたん磐田」を導入するのですか。

A1 磐田市では、自ら問いをもち、自分や他者と話したり、共に活動したりしながら試行錯誤を繰り返し、答えを見付けていくといった「探究的な学び」を取り入れた学習活動に力を入れています。その一環として、家庭や地域など校外で「課題を見つけ、学ぶ場所や方法を選び、解決していく」、そういった主体的な活動を推進していきたいと考えました。また、この学びを保護者等と一緒に行うことで、曜日や場所にこだわらず、「家族のつながりを深めながら学ぶ」時間がもてるのではないかと考え、この制度を導入することにしました。

Q2 「いえたん磐田」を連続して取得することはできますか。また残った日数は、次の年度に繰り越すことができますか。

A2 連続で取得することも、分散して取得することもできます。年度内に3日まで取得できますが、次の学年に繰り越すことはできません。

Q3 どの児童生徒も、必ず「いえたん磐田」を取得しなければいけませんか。

A3 「いえたん磐田」は、必ず取得しなければならないものではありません。取得するかどうかは、あくまでも児童生徒・保護者の判断となります。留意点をよく読んでいただき、制度について理解していただいた上で取得を考えていただきたいと思います。

Q4 「いえたん磐田」の取得は、半日や時間単位でも可能ですか。

A4 「いえたん磐田」は、1日単位での取得を可能とします。半日や時間単位は取得できません。

Q5 急きょ保護者が休みを取れることになった場合、実施の2週間前より後でも申請することはできますか。

A5 申請はできます。ただ、十分に計画をした上で、「いえたん磐田」の実践を行ってほしいと考えておりますので、可能な限り早めに申請していただきたいと思います。

Q6 「いえたん磐田」を申請していたのに、急きょ保護者が休めなくなった場合はどうしたらよいですか。

A6 通常どおり登校させてください。ただ、学校に申請を取り消す旨の連絡を必ずいれてください。また改めて申請していただければ、別日に取得可能です。

Q7 「いえたん磐田」を利用した日の給食の扱いは、どうなりますか。

A7 磐田市では「病気や怪我等のため、4日連続以上給食を食べない場合は、停止する4日以前の申し出により停止できる」というきまりがあります。「いえたん磐田」の取得は3日となっておりますので、給食を停止することはできません。

Q8 「いえたん磐田」を取得し、活動の際に怪我等をした場合、どうなりますか。

A8 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となります。御心配であれば、「いえたん磐田」の取得前に御家庭で保険に加入することをお勧めします。

< 「いえたん磐田」に関するお問い合わせ先 >

☆ 制度全般に関すること 磐田市教育委員会 学校教育課 TEL0538-37-2760

☆ 申請及び計画書、報告書に関することは、各学校にお問い合わせください。